

諮問庁：地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長

諮問日：令和 4 年 1 月 7 日（諮問第 7 2 号）

答申日：令和 5 年 3 月 3 1 日（答申第 7 2 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長が行った不開示決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

令和 4 年 5 月 2 日付けで北九州市個人情報保護条例（平成 1 6 年北九州市条例第 5 1 号。以下「条例」という。）第 1 6 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「市立医療センター（裁判所提出用） 身体障害者主治医意見書（以下「本件意見書」という。）に腓骨切断の事実を記載しなかった経緯の書類（〇〇医師）〇〇医師が切断手術」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、令和 4 年 5 月 1 6 日付け北九病医経第 3 7 号により地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

#### 2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 処分庁は、審査請求人の開示請求に対して不開示決定を行い、その理由を不存在としている。本件処分は証拠隠滅であるから、刑法第 1 0 4 条の規定に違反しており違法である。
- (2) 本件処分により、審査請求人は身体障害者手帳取得に係る法的権利又は利益を侵害されている。
- (3) 腓骨切断について、同意書がなく診察記録がない。腓骨切断していることを市立医療センターは認めていない。

### 第 3 処分庁の主張

#### 1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 腓骨切断は機能障害をもたらす身体障害ではないため、本件意見書には記載していない。そのため、腓骨切断の事実を記載しなかった理由を記載した書面は存在しない。
- (2) 処分庁は、腓骨切断の事実を隠ぺいしたことはなく、その証拠として令和3年度中だけでも18回にわたり、腓骨切断に関して説明したことを記載した診療録や腓骨が切断された状態が写ったエックス線画像等の開示を行っていることから明らかである。
- (3) 審査請求人は身体障害者手帳取得時の障害等級判定において法的権利又は利益が侵害されたと主張しているが、平成28年度に認定申請を行った結果に対して、令和4年5月16日に行った本件処分が何らかの影響を与えられるはずもなく、この主張自体が失当である。なお、身体障害者の障害等級の判定に不服があるのであれば、その処分の処分庁に対して不服を申し立てるべきであることを審査請求人本人に対して説明していることを申し添える。

## 2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

## 第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和4年11月7日 諮問の受付
- ② 令和4年11月24日 審議
- ③ 令和4年12月8日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和5年1月23日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和5年2月27日 審議
- ⑥ 令和5年3月30日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

### 1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、本件意見書に腓骨切断の事実を記載しなかった経緯が書かれた書類である。

### 2 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会が本件意見書の見分を行ったところ、本件意見書は、平成25年9月30日付けで、北九州市立医療センターの〇〇医師により作成されたものである

ことが認められる。そして、当該意見書の「①障害名（部位を明記）」の欄には、「両膝関節の機能障害」と記載されていることが認められる。また、「④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）」の欄には、「平成24年8月2日高位脛骨骨切り術、25年8月1日抜釘施行」と記載されているが、腓骨切断については記載されていないことが認められる。さらに、「⑤総合所見」の欄には、「両膝関節機能の軽度の障害」と記載されていることが認められる。

- (2) そして、処分庁は、「腓骨切断は機能障害をもたらす身体障害ではないため、本件意見書には記載していない。そのため、腓骨切断の事実を記載しなかった経緯が書かれた書面は存在しない」と主張する。

この点、本件意見書は機能障害が記載されるべきものであり、腓骨切断の事実は機能障害ではないため、本件意見書に腓骨切断の事実が記載されなかった経緯を記した書面が存在しなかったとしても、特段、不合理、不自然であるとは認められない。

- (3) よって、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報が存在するとは認められず、他に存在することがうかがわれる事情も存しないことから、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、腓骨切断についての記録がない旨主張している。

しかし、処分庁から提出された、「全科共通記録」と題する書面には、「実施日時」が「2012年08月02日」、「腓骨処理；下腿外側中央を3cm切開。腓骨筋を中央に鈍的切開し、腓骨に到達。約2cmの切骨、内側の骨膜をラスパで剥離しこれを切除」と記載されており、腓骨切断の事実が記録されている。

また、処分庁から提出された「患者診療記録」と題する書面には、腓骨切断についての医師と患者とのやり取りが質問及び回答として記載されており、具体的には、患者からの「腓骨の処理について問題ないか」との質問に対し、医師が「骨切り術は通常この方法でします」「体重は脛骨でほとんど受けるため問題ありません」と回答したことが記載されている。

以上から、腓骨切断について記録された書面が存在することから、審査請求人の主張は採用することができない。

### 4 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第1のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

|    |         |
|----|---------|
| 会長 | 時 枝 和 正 |
| 委員 | 姜 信 一   |
| 委員 | 重 永 酉 子 |
| 委員 | 神 原 ゆうこ |
| 委員 | 川 島 悠 子 |